

昭島市教育委員会 殿

学校名 昭島市立清泉中学校

校長名 並木浩子 印

令和2年度教育課程について（届）

このことについて、昭島市立学校の管理運営に関する規則に基づき、特別支援学級（自閉症・情緒障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調とし、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成を目指すために、学校の教育目標を次のように定める。

ア「美しい心」 正しい判断力、創造性に富んだ実行力、寛容の心と協力の精神をもつ生徒

イ「創造的な知性」自ら学ぶ力、社会の変化に主体的に対応できる能力、国際社会で活躍できる力、世界に貢献する態度をもつ生徒

ウ「たくましい体」均整がとれ、耐久性に富み、機敏性をもった健康でバランスのとれた体をもつ生徒

(2) 特別支援学級の教育目標

ア 情緒の安定を図り、社会性を身に付け育てる。

イ 学力を定着させ、自立した生活ができるように育てる。

ウ 課題解決する能力を伸ばし、社会に適応した生活ができるように育てる。

(3) 学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 人間関係を築くためのコミュニケーション能力を伸ばし、互いの立場を思いやることのできる心を育てる。

イ 個別指導計画、個別の教育支援計画を作成、活用して、個に応じた配慮を行いながら、集団における指導を行っていく。

ウ 通常の学級との交流及び共同学習を通して、さらに、学校、学年行事に積極的に参加し、社会性を育てる。

エ 社会生活に必要な知識や技能を、学校生活全体を通して学び、育てる。

## 2 指導の重点

## (1) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の指導の重点

## ア 各教科

- (ア) 通常の学級の教育課程に準ずる内容を実施する。
- (イ) 個々の能力や特性を把握し、可能な限り環境を整え、一人一人が自己の能力を発揮できるような学習指導を推進する。

## イ 道徳科

- (ア) 道徳科の時間はもとより、各教科・総合的な学習の時間及び特別活動の特質に応じて指導の関連を図り、3年間の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。
- (イ) 年間35時間の道徳教育全体計画に基づき、道徳教育推進教師を中心に、「特別の教科 道徳」の指導を要とした道徳教育を生徒の実態に即して組織的・計画的に推進する。
- (ウ) 道徳授業地区公開講座「子どもの心を育てる会」等を活用し、保護者や地域社会と連携した心の教育を推進し、道徳的心情、道徳的判断力、道徳の実践力と態度などの道徳性を養う。
- (エ) 通常の学級と交流し、共同学習を行う。

## ウ 総合的な学習の時間

- (ア) 通常の学級の授業と交流し共同学習を行う。
- (イ) 課題解決や探究活動に主体的に取り組む態度を育てる。
- (ウ) 日本の伝統文化や歴史などの共同学習を行い、自らの考えを表現できるように育てる。

## エ 特別活動

- (ア) 係活動や委員会活動、その他の学級活動を通してクラスの一員としての責任感を育てる。
- (イ) 学校行事に積極的に参加し、通常の学級との交流から集団の中で責任ある行動がとれるように育てていく。
- (ウ) 生命の大切さを理解させ、危機を予測回避し、社会の安全を意識できるように継続的に生徒の心と体の健康づくりを目指す。

## オ 自立活動

- (ア) 個別指導計画に基づき、学校生活全体を通して、個々の特性やつまずきに応じた指導を継続して行い、話の聞き方や自分の意見や考えの伝え方などのコミュニケーション能力を育てる。
- (イ) 心理的な安定や人間関係の形成に重点を置き、教育活動全体を通して社会で生きていくためのスキルを身に付けさせ育てる。

## (2) 生活指導の重点

- ア 生活指導基本方針を踏まえ、学校の決まりを守るように計画的に指導していく。
- イ 将来の社会的自立を目指し、教育活動全体を通して、身だしなみや場面に応じた言葉遣いなどを、個々の特性に配慮しながら、継続して指導していく。
- ウ 「時間のけじめ」「人へのけじめ」「物へのけじめ」の3つのけじめと、避難訓練や集団下校訓練などの安全指導の充実の4つを重点とする。
- エ いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会を中心とした対応を図るとともに、生活指導部会や教育相談部会で情報交換を行い、いじめの早期解決と未然防止に努める。

## (3) 進路指導の重点

- ア 個々の特性を考慮し、家庭との連絡を密にしながら、進路指導を行う。
- イ 3年間にわたる系統的なキャリア教育を計画的に行い、「地域の方の話を聞く会」や「職場体験」などを通して正しい職業観を育てる。

## 3 教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項等

- ア 個々の発達や特性に応じて、環境を整え、教育活動を行う。
- イ 通常の学級との交流及び共同学習については、個々の状態を把握し、家庭との共通理解のもと行っていく。
- ウ 専門の関係諸機関と連携して教育活動を行う。
- エ 保護者と連携し、個別の教育支援計画や個別指導計画を作成し、指導や支援を行う。
- オ 通常の学級の教員と連携し、教育活動を行う。
- カ 情緒の安定を目指すとともに、学力の定着も目指す。